

尼行推 第1480号  
尼 財 第2130号  
尼行管 第1800号  
平成27年8月31日

各 局 室 長 様

市 長

平成28年度予算編成方針について（通知）

平成28年度は、いよいよ市制施行「100周年」を迎えます。

様々な記念事業に積極的に取り組むとともに、その先50年、100年後の飛躍に向けての大きなステップの年にしなければなりません。

また、内外から注目を集める平成28年度は尼崎の魅力や取組を発信するうえでも、大きなチャンスといえます。

そのような中、昨年度に引き続き、今年度も総合計画の進捗状況をしっかりと捉えるため、「施策評価」を実施しました。この施策評価結果に基づき、重点化する事業などを定め、予算編成につなげていきます。

一方、本市では、総合計画に掲げる人口の構成バランスを重視し、現役世代の定住・転入促進に向けた取組を進めてきたところ、国においては、「地方創生」を重点課題に掲げ、人口減少と地域経済縮小の克服に向けた施策を推進しているところです。

私達は、この度の国の動きをチャンスと捉え、総合計画を軸に将来に向けた5年間の尼崎版総合戦略の策定を進めています。

平成28年度予算編成に当たっては、「市制施行100周年」、「平成27年度施策評価結果」及び現在検討している「尼崎版総合戦略」に意を用いた、メリハリのある予算編成を行います。

## 1 平成28年度の施策遂行に当たっての考え方

施策評価における「4つのありたいまち」ごとの今後の取組方針、及び56の展開方向ごとの評価結果に沿って、積極的に事務事業のスクラップ&ビルドを行い、施策の成果をあげるよう取り組むこと。

( 「(参考) P3・P4の総合計画における「4つのありたいまち」ごとの今後の取組方針(平成27年度施策評価結果の再掲)」を参照)

なお、尼崎版総合戦略は、総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に特化したアクションプランとして位置づけている。

### **尼崎版総合戦略の基本的考え方(案)**

ファミリー世帯の定住・転入を促進する

経済の好循環と仕事の安定を目指す

超高齢社会における安心な暮らしを確保する

## 2 重点化する事業

特に現役世代の定住・転入促進を推進するため、施策評価結果を基に重点化と位置づけた事業及び市制100周年記念事業について、一定の範囲内で、予算の重点配分や体制整備を行う。

ただし、重点化する事業であっても財源には限りがあるため、創意・工夫し、優先順位を付けて予算要求を行うこと。

### **(1) 施策評価結果を基に重点化と位置づけた事業**

教育、子育て

(関連する主な施策 03 学校教育-01 と 02、04 子ども・子育て支援-03、09 生活支援-01)

- ・ 更なる学力向上のため、家庭学習など自ら学習する習慣の定着と「活用する力」の向上に向けた取組を進めていく。
- ・ 安全で学びやすい学校の環境づくりの充実を図るため、空調機整備や尼崎養護学校移転事業を引き続き進めていく。
- ・ 平成26年度末に設置した教育振興基金を活用した取組についても、具体的に実施していく。
- ・ 「子ども」に主軸をおき、教育、福祉、健康分野を有機的に連携させ、総合的に対応、支援するために、(仮称)子どもの育ち支援センター機能の構築に向け検討していく。
- ・ 旧聖トマス大学の跡地について、市民のまちづくり学習機能、教職員等の人材育成機能、子育て支援・青少年育成など子どもの育ちを支える機能などの活用に向け検討していく。

安全・安心のまちづくり（関連する主な施策 13 生活安全-01、20 都市基盤-01）

自転車利用に適した都市としての特性を活かし、環境面等における自転車のメリットを最大限に活かすため、安全マナー向上による自転車事故対策、自転車盗難の防止、不法駐輪対策など、自転車総合政策について検討を行い、課題解決に向けた取組を推進していく。

市民自治のまちづくり（関連する主な施策 01 地域コミュニティ-01 と 03）

市制施行 100 周年を機に、「尼崎市自治基本条例」の制定に向け、取り組むとともに、「みんなの尼崎大学」をスタートさせ、協働の意義とその効果についての市民周知をさらに進め、全市を挙げて協働を推進していく。

## （２）市制 100 周年記念事業

- ・ 「尼崎市市制 100 周年記念事業基本方針」を踏まえ、市の魅力や取組を発信するため、市制 100 周年記念事業を積極的に推進していく。
- ・ 100 周年記念事業の一環として、（仮称）歴史文化センターの整備など城内地区まちづくりを進めていく。

参考 総合計画における「4つのありたいまち」ごとの今後の取組方針（平成 27 年度施策評価結果の再掲）

平成 28 年度予算編成に当たっては、施策評価結果に掲げる「4つのありたいまち」ごとの今後の取組方針に沿って、施策を着実に推進し、施策の成果をあげられるように取り組む。

### （１）人が育ち、互いに支えあうまち

- ・ 全小中学校への空調整備に平成 27～29 年度の 3 ヶ年で取り組むとともに、学習環境の向上を教育面での成果につなげるべく、引き続き、学力向上に取り組んでいく。（施策 3）
- ・ 地域社会全体で子どもを守り育てる環境づくりに向け、家庭、地域、学校の連携強化に向けた取組を推進していく。（施策 3）
- ・ 平成 27 年度にスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、保育の量の拡充や質の向上に着実に取り組むとともに、「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を広く共有し、活用していく。（施策 3・4）
- ・ いじめや不登校等、子どもを取り巻く環境が複雑・多様化している中、「いじめ防止基本計画」に基づく支援や青少年センター機能の見直しを含め、子どもに視点をのいた総合的な支援を実施するための「（仮称）子どもの育ち支援センター」機能について検討する。（施策 3・4・9）
- ・ これからの住民自治の方向性を示す自治基本条例の制定に向けて、市民懇話会やタウンミーティング等を行い、自治意識の醸成を図るとともに、その方向性を実現するため、地域別予算の導入や、地域振興センター機能の強化など、市民参画や住民自治を推進するための取組を検討していく。（施策 1）

・ 社会教育機能の再編を含め、学びの場の提供や、多様な主体が連携できる仕組みとして、「みんなの尼崎大学」を平成28年度にスタートできるよう取組を進める。(施策1・2)

#### (2) 健康、安全、安心を実感できるまち

・ 介護保険制度の改正を視野に入れつつ、高齢者保健福祉計画、地域福祉計画、地域いきいき健康プランあまがさき、特定健診等実施計画、保健事業実施計画、地域コミュニティの活性化に向けた取組など、関連する施策間の連携を強化する。また、各種推進員、専門員等の役割の整理・調整や、既存の事業の見直し、再構築など、高齢者が自ら健康づくりに取り組むことを支援し、また、効果的に高齢者を地域で支える仕組みづくりについて検討する。

(施策7・10・11)

・ 就労支援の取組については、企業が求める人材に主眼を置いた「雇用支援」と、生活困窮者に対する「自立支援」という二つの視点を重視し、各施策の役割を明確にすることで、より効果的・効率的に取組が進められるよう、適宜、事業の見直しを図っていく。(施策9・14)

・ 生活保護の適正運営については、今後、不正受給の未然防止にも努める中で、取組をより強化していく。また、生活保護世帯に対する就労支援や生活保護世帯等の子どもに対する学習支援事業等について、事業拡充による効果を検証し、引き続き、適切な対策を講じていく。(施策9)

・ 自転車事故・盗難防止などを総合的かつ一体的に推進する自転車総合政策の企画・立案を行うため、庁内プロジェクトチームで、庁内横断的に重点的に取り組んでいく。(施策13・20)

#### (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

・ 尼崎市産業振興基本条例の基本理念を踏まえ、産業施策の再構築を図る。また、条例に基づき、庁内外の関係機関が参画して設置した「尼崎市産業振興推進会議」において、本市産業の現況にかかるデータや分析を情報共有し、本市産業施策の効果検証や各機関と連携して取り組む事業の検討などを行う仕組みを構築する。(施策15)

・ 平成27年度に整備予定の中小企業センター創業支援拠点での取組や、ソーシャルビジネス振興の視点も踏まえ、創業・起業支援策を構築する。(施策15)

・ 市制施行100周年を踏まえ、引き続き本市の魅力ある地域資源情報を発信して、市民のさらなる郷土愛の醸成、協働のまちづくりにつなげていくとともに、文化行政の指針となる文化振興ビジョンの策定に向けた取組を進める。(施策16)

・ 本市が力を入れている施策や成果が上がっている事業などについて、より効果的・戦略的に情報発信できるようにするための取組を検討する。(施策16)

#### (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

・ 市民の利便性と安全性を確保するために、計画的に都市基盤の整備・維持に取り組む。(施策19・20)

・ 引き続き、省エネ、自然エネルギーの導入促進、ごみの減量化、生物多様性の保全に努めるとともに、その成果が広く市民に伝わるよう、進捗状況のさらなる見える化に努める。(施策18)

・ 老朽危険空家以外も含めた空家対策については、予防方法の検討や、空家調査の分析を行った上で、費用対効果を視野に入れた取組を進める。(施策19)

・ 「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえながら、施設の評価を行い、具体的な「公共施設マネジメント計画」を策定する。

### 3 あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの推進

プロジェクトに掲げる持続可能な行財政基盤の確立を目指していくためには、都市の体質転換を図る取組に加え、計画中間年次の平成29年度までに30億円の構造改革を進めていく必要がある。併せて、将来における公債費の増大を避けるため、投資的事業などによる将来負担の抑制を図っていく必要があることから、以下に掲げる取組を積極的に推進する。

#### (1) 歳入確保に向けた取組

歳入の根幹である市税収入のほか、保育料、国民健康保険料、住宅家賃などについては、これまでの取組により一定の成果はあがっているものの、未だ多額の収入未済が生じている。市政運営における貴重な財源確保と負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上や使用料などの収入未済額の縮減に努めることはもとより、歳入確保につながる取組を積極的に提案すること。

#### (2) 歳出抑制に向けた改革改善の積極的な取組

限られた財源の選択と集中を図るため、歳出抑制に向けた改革改善の取組については、施策評価で示した事務事業の見直しはもとより、同評価の視点で事務事業の廃止・縮小・転換などあらゆる見直しの可能性について、次のとおり、積極的に検討し提案を行うこと。

民間委託や民営化が可能な事業は、費用対効果を見極め、民間活力の活用の視点から、民間委託・民営化を行うこと。また、これらの取組の推進によって確保した人員や財源については、公が担うべき必要な分野に移行させる。

前例踏襲という固定概念から脱却し、ゼロベース視点で類似事業との統合も含めた事業の再構築を進めるとともに、実施の必要性を見極めて、優先順位の低い事業は見直す。

近隣自治体での実施水準を超える事業については、本市の地域性や独自性に鑑みて高いサービス水準を維持すべき特別な事由を除いて、同水準となるよう見直す。

#### (3) 投資的事業の調整

投資的事業については、市民の安全・安心を最優先としつつ、プロジェクトに掲げる将来負担の目標数値を達成していく必要があることから、これまで政策で採択された事業の継続事業を基本に抑制基調とし、複数年度(2ヵ年程度)を見通した上で、事業量の調整を行うものとする。

#### (4) 公共施設の再配置・統廃合と跡地活用

公共施設の最適化に向けた取組及び公共施設マネジメント基本方針に沿った取組の推進に向け、別途調整を行う。

### 4 効果的・効率的な職員定数管理

総合計画に掲げる「ありたいまち」の実現に向けて、各施策を有効に展開していくために、施策評価に基づく事業の再構築と連動した職員定数の調整を行い、効果的かつ効率的な人事・組織マネジメントを推進していく。

#### (1) 施策評価と連動した定数調整

施策評価結果(二次評価)に基づいた事業の再構築(新規・拡充・見直し・廃止)を行うものについては、その結果に基づき職員定数の調整を行う。

なお、総合計画の施策分野に該当していない事業の再構築(新規・拡充・見直し・廃止)についても、政策調整を行うものは、その結果に基づき職員定数の調整を行う。

#### (2) 事務の効率化等により財政的効果が見込める取組に係る定数調整

上記(1)の項目以外で、将来的な事務量減や効率化が見込める取組のほか、増員による集中的な課題解決により、人件費を含めた財政的な効果が生み出せる取組については、その業務量等を十分に精査する中で、職員定数の調整を行う。

#### (3) “あまがさき” 行財政構造改革推進プラン後年度実施項目及びあまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト既計上項目並びに定数削減の継続検討項目に係る定数調整

プランに計上している後年度実施項目及びプロジェクトに計上している実施項目に係る職員定数については、すでに効果額として算定している内容を基に調整を行う。

また、定数削減に向けて継続して検討・調整してきた項目に係る職員定数については、その経過等を踏まえる中で、引き続き調整を行う。

#### (4) 特定の業務を遂行するため職員定数の配置を行った項目等に係る定数調整

期間限定で職員定数の配置を行った項目については、当初予定していた期間満了年度をもって、配置していた職員定数を解消する。

また、一定の行政目的を達成するまでの間、配置を行った項目については、達成の度合いに応じ、配置していた職員定数を解消する。

その他、当初の予定に比べて十分な成果をあげていない項目については、その必要性をあらためて精査する。

(5) 法改正等に係る定数調整

平成28年度に向けた法改正や権限委譲等に基づき業務量が増加する場合は、その業務量等を十分に精査する中で、職員定数の調整を行う。

(6) 上記以外に係る定数調整

上記(1)～(5)の項目に該当しない職員定数の変更については、各局の主体性や自由性をより高め、業務の円滑な遂行に向けたマネジメントの強化の観点から、上記(1)～(5)の項目に該当しない職員定数を上限とする中で、各局においてスクラップ&ビルドにより対応するものとするが、変更内容について、総務局において確認を行う。

なお、職種の変更が伴うものについては、事前に総務局と調整を行う。

5 今後のスケジュール

| 項目               | 9月        | 10月                                  | 11月         | 12月                | 1月       | 2月                     | 3月 |
|------------------|-----------|--------------------------------------|-------------|--------------------|----------|------------------------|----|
| 新規拡充事業<br>改革改善項目 |           | 新規拡充事業・改革改善項目の提案調書締め切り<br>企画財政局査定・確認 | 市長・副市長査定・確認 | 予算整理<br>主要事業(素案)公表 | パフコム     | 主要事業(案)公表<br>事務事業評価表公表 |    |
| 予算編成             | 予算編成方針の発信 | 予算要求書締め切り<br>企画財政局予算査定               |             |                    | 市長・副市長査定 | 当初予算(案)公表              |    |
| 職員定数             |           | 定数要求書締め切り<br>総務局定数査定                 | 市長・副市長査定    |                    | 定数整理     |                        |    |

以上